

第 12 回介護事業経営調査委員会（平成 27 年 6 月 22 日） における主な指摘と対応について

1. サテライト事業所の取扱い

調査対象者に事務職員、調理員等を加えているが、サテライト施設には、こうした職員は配置されていないのではないかと。抽出から除外できるのか。

→ 「介護サービス施設・事業所調査」から抽出している。調査対象の中では、特養は広域型の特養から抽出しているため、地域密着型のサテライト施設は抽出されない。老健は当該調査で広域型、サテライト型を区分していないため、除外することは困難。

2. 調査対象職員

(1) 派遣職員の取扱い

職員数を記載する施設・事業所票では、派遣職員を含めた人数を調査しているが、給与を記載する従事者票で派遣職員を除いているのはなぜか。

また、派遣職員も調査対象に加えた方が、処遇改善加算の影響を把握できるのではないかと。派遣職員の調査はどのように考えているのか。

→ 当初（平成 21 年度）の調査から施設・事業所票では施設・事業所の規模を把握する意味で派遣職員を含め、従事者票では給与水準を把握するため直接雇用者に限っている（派遣職員を除いている）。これまでの調査との継続性の観点から、同様の方法としたい。

調査に派遣職員を加えることは、調査の実施方法を含め、今後の課題としたい。

(2) 「全職員数」の考え方

調査票（P 14）の「全職員数」は調査対象者の合計を記載するのか。それとも施設・事業所に配置されている全ての職員の合計を記載するのか。

→ 「全職員数」は、施設・事業所の規模を把握する意味で、施設・事業所に配置されている全ての職員の合計を記載することを明記したい。

3. 1 年未満の者の抽出率

1 年未満の者を新たに調査することだが、抽出はどのように考えているのか。

→ 1 年以上の職員と同じと考えており、同様の対応としたい。なお、今回このような形で実施してみて問題が生じるのであれば、必要な対応について、今後更に検討していきたい。

4. 経営状態と合わせた分析

処遇改善に取り組めば、経営状態も良くなるのではないかと。経営実態調査と関連づけて分析することはできるのか。

→ それぞれの調査は介護従事者の処遇状況を調査する、サービスごとの収支の状況を調査するという目的のため、調査ごとに施設・事業所を無作為に抽出し調査している。経営状態と関連づけて分析を行うには、両調査に該当した施設・事業所の状況を分析する必要があるが、限定された数となるため、中長期的な課題だと認識している。